一般社団法人大阪府訪問看護ステーション協会
適正化部会規程

第１条（目的）
この規程は、定款第 40 条の規定に基づき、適正化部会（以下「部会」という）の構成及び運営に関し、必要な事項を定め円滑に実施できるよう審議することを目的とする。

第２条（任務）
委員会は、次に掲げる事項を任務とする。
（1）大阪府の訪問看護ステーション運営、特に適正化にかかわる実態の把握、課題分析
（2）前項の課題にむけた対策の検討
（3）適正な訪問看護事業の実施に必要な研修等（コンサルテーション含む）の企画、啓発活動、情報提供など
（4）適正な報酬算定にかかわる訪問看護運営の相談、助言など（実務相談）
（5）その他、目的を達成するために必要な事項に関すること

第３条　（委員）
(1) 委員は、会員、理事及び学識経験者のうちから業務執行会議が選任し、会長が委嘱する。
(2) 委員は、 15 名 以内 とする。
(3) 委員の任期は、２年とする。 ただし、再任を妨げない。

第４条（実務相談員）
(1) 部会は第２条第４項の任務実施者として、実務相談員を置くことができる。
(2) 実務相談員は、当会会員の中から、部会が選任し、会長がこの委嘱を行う。
(3) 委員と実務相談員との兼務は妨げない。
(4) 実務相談員は、必要あるときは、委員長に申し入れ部会に参加し、部会に意見することができる。
(5) 実務相談員は、当会推奨の研修等に参加し、訪問看護制度・報酬についての知識の研鑽に努める。

第５条　（委員長及び副委員長）
(1) 部会には委員長 1 名 及び 副委員長 若干名を置くこととし、委員のうちから互選により選任する。
(2) 委員長は、会議の議長となり、会務を総括する。
(3) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けた場合はその職務を代行する。

第 6 条（会議）

(1) 部会の会議は、必要に応じ、委員長が随時召集する。

(2) 委員長は、会議を招集しようとするときは、委員に対し、予め議題、日時、場所その他必要な事項を通知しなければならない。

(3) 委員長は、必要があると認めるときは、会議の招集を行わず、書面 又は電磁的方法にて 委員の意見を求めることにより、部会の議決に代えることができる。この場合においては、委員長はその結果について、各委員に報告しなければならない。

(4) 委員は、自己に特別の利害関係がある議案の審議及び議決に加わることができない。

第 7 条（意見の聴取）

部会は、必要があると認めるときは、関係者や実務相談員から意見を聞くことができる。

第 8 条（議事録）

部会の審議については、その経過及び結果を記録した議事録を作成する。議事録は、原則として非公開とする。

第 9 条（費用弁償）

委員にはその職務を執行するために要する実費を弁償する。

第 10 条（庶務）

委員会の庶務は、事務局において処理する。

第 11 条（改廃）

この 規程 の改廃は、業務執行会議の 決議 を経て行う。

附則

1　この規程の施行に関し、必要な事項は別に定める。

2　この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行 する（業務執行会議承認　令和 4 年 5 月 6 日）